

市税に関する証明書の交付申請 ～申請できる方、委任状の作成～

収入や所有している固定資産、税金をいくら納めているかなどは、個人の秘密に関わる情報です。そのため、証明書の交付申請をできる方は次の方に限られます。

■市税に関する証明書を交付申請できる方

- ▷本人 ※相続人（確認できる場合に限る）を含む。
 - ▷納税管理人
 - ▷本人の委任状を持参した方
 - ▷住民票上の同一世帯の親族で、本人から依頼があったと認められる方
- ※申請時には、申請者の本人確認を実施しています。
運転免許証や個人番号カード、住基カードなどをお持ちください。

■委任状の作成について

- 委任状は委任者(あなた)が、代理人(他人)に一定の行為を依頼したことを記した書面です。
委任内容を理解した上で、次の内容をあなた自身が記載し押印の上、代理人に渡してください。
- ▷代理人の住所・氏名
 - ▷委任する内容(例：平成29年度所得課税証明書1通の交付申請および受領)
 - ▷委任状を作成した日
 - ▷委任者の住所・氏名・生年月日、押印(朱肉を使うもの)
- ※引っ越しなどで別世帯となった家族の証明を申請する場合でも委任状が必要です。

問 税務課税政係（内線183）

配偶者控除および配偶者特別控除の見直し

平成29年度税制改正により、配偶者控除および配偶者特別控除が見直されました。この改正は平成30年1月以降の所得に適用され、平成31年度の市県民税から反映されます。

配偶者控除は、配偶者の合計所得金額が38万円(給与所得のみの場合の給与収入金額103万円)以下の場合に適用できますが、納税義務者の所得の増加に応じて控除額が減少することになりました。また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が引き上げられ、配偶者控除と同様に納税義務者の所得の増加に応じて控除額が減少することになりました。

問 税務課市民税係（内線171）

		扶養者の合計所得(給与年収)				
		900万円以下 (1,120万円以下)	950万円以下 (1,170万円以下)	1,000万円以下 (1,220万円以下)	1,000万円超 (1,220万円超)	
配偶者の所得(給与年収)	配偶者控除	配偶者控除 38万円 (103万円以下)	33万円	22万円	11万円	—
		老人控除対象配偶者 38万円 (103万円以下)	38万円	26万円	13万円	—
	配偶者特別控除	90万円以下 (155万円以下)	33万円	22万円	11万円	—
		95万円以下 (160万円以下)	31万円	21万円	11万円	—
		100万円以下 (166万7,999円以下)	26万円	18万円	9万円	—
		105万円以下 (175万1,999円以下)	21万円	14万円	7万円	—
		110万円以下 (183万1,999円以下)	16万円	11万円	6万円	—
		115万円以下 (190万3,999円以下)	11万円	8万円	4万円	—
		120万円以下 (197万1,999円以下)	6万円	4万円	2万円	—
		123万円以下 (201万5,999円以下)	3万円	2万円	1万円	—
		123万円超 (201万5,999円超)	—	—	—	—